

平成 14 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 日立電線株式会社
代 表 者 取締役社長 原 精二
(コード番号 5812 東証・大証 1 部)
問 合 せ 先 人事総務本部総務部長
鈴村 慎一郎
(TEL. 03-5252-3261)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の有利発行)

当社は、平成 14 年 6 月 27 日開催の第 65 回定時株主総会において承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づくストックオプションとして発行する新株予約権に関して、平成 14 年 7 月 26 日開催の取締役会において具体的な発行条件を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日

平成 14 年 7 月 26 日

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 333,000 株。各新株予約権の目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1,000 株。[]

3. 発行する新株予約権の総数

333 個

4. 新株予約権の発行価額

無償

5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

1 株につき 587 円 []

(これは、平成 14 年 6 月 27 日開催の第 65 回定時株主総会及び平成 14 年 7 月 26 日開催の取締役会において決議された下記の算定基準に基づき、算定されたものです。)

[算定基準]

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額又は処分金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権の発行日（以下「予約権発行日」という。）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（終値のない日の日数を除く。1 円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が予約権発行日の終値（終値がない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、予約権発行日に最も近い日の終値をいう。以下同じ。）を下回る場合は、予約権発行日の終値とする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 26 日まで

7．新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

1 株につき 293 円

8．新株予約権の割当を受ける者

当社取締役	18 名	213 個
当社従業員	15 名	120 個
合 計	33 名	333 個

[] 予約権発行日以降、当社普通株式の分割又は併合等が行われる場合、付与株式数及び払込価額は、所定の調整が行われます。

（ご参考）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・ 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 14 年 4 月 25 日 |
| ・ 定時株主総会決議日 | 平成 14 年 6 月 27 日 |

以 上

なお、発表後 12 時間が経過する時点（2002 年 7 月 27 日午前 5 時）までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第 166 条および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者または第一次情報受領者として、当社株式等の売買について証券取引法第 166 条に基づく規制を受けることとなりますので、十分ご注意ください。
